

南丹市市民参加と協働の推進委員会：意見

平成28年10月24日(月)

公募委員：

<地域振興課に>

1. 今回、事前の会議資料配付がありませんでした。事前配布を原則として
いただきたいです。

<本委員会として>

1. 委員会として、以下の事項について文書により市長に意見を述べていき
たいです。私はこのことを毎回言っていますが、市自身が言われていること
をこれまで少しも実行されず、今後実行される保証もないので仕方あり
ません。こんな市役所に対して意見を言わない委員会なら、委員会はない
も同じです。第3者委員会ではありません。

(1) 「審議会等の委員の公募を推進する」とされていますが、現状も計
画もその姿勢とはほど遠いです。特に専門性の高い審議会等以外は、
公募委員の導入を原則とし、そのような市民協働実施計画にしてくだ
さい。

(2) 市のホームページ及び本庁と各支所に設置の「市政へのご意見箱」
に出された市民意見の件数に対して、ホームページに掲載の「市の回
答」の件数があまりにも少ないです。個人的なものや誹謗中傷以外は
当然、どんな回答であれ市民に回答すべきです。市民に「意見をお
寄せください」と言っておきながら、回答さえしないというのは不誠
実です。そのことだけでも、市役所への信頼がなくなります。

2. 6月24日付けの委員会事務局から委員への文書の中で、市民からの意
見に対して委員長は「議会常任委員会のホームページ公開について“提案
”という形で出すことを、次回委員会で検討してもよい」と言われていま
す。検討しましょう。ホームページ公開に私は賛成です。

<市民の方から委員会への意見に対して>

1. 前述の6月24日付けの文書で委員長は、「市民協働条例の“たたき台
”が、なぜ“現行条例”になったのか？ その経緯を地道に調べるしか
ない」と言われています。

これは、私たちの委員会に期待されている市民の方からの、「8条の“
市民参加の適用除外”は、条例検討委員会の“たたき台”の精神をぶっ壊
すもの」などの意見を受けてのことです。

私は、この検討委員会に公募委員として関わった者として、この市民の

方に、そして関谷委員長に、この点についての経緯を申し上げます。

検討委員会の初回（平成20年9月5日）から、最終15回（平成21年11月12日）までの委員会でも、市長への提出提言書（同11月26日）にも、こんな項目はどこにもありませんでした。

そして、提言書提出までという任期の切れた各委員に、平成22年1月21日に“条例概要”なるものが送られてきて、意見を求められたのです。8条の内容は、この時挿入されたのです。委員会を開催されることもなく。

私は、この条項の必要はないとして、書面で削除を求めましたが。

市は、「市民参加の適用除外」という、もしかしてこの条例の理念にさえ反するようなものをこんな形で入れたのです。これが事実です。

これが、少なくともこの時の市の姿勢なんです。市の委員会に対する姿勢なんです。市の市民に対する姿勢なんです。委員会が終了し、提言が終わり、委員の任期が切れたあとにこんなことをするなんて。いい加減にしてほしいです。やり方も含めて、私はこの条項は認めないです。

<私の意見>

<もう一度、審議会等委員の公募の推進について>

1. 9月5日の市議会一般質問で、議員の「若者の審議会への登用を」という質問に対して、市長は「視野に入れながら実施をしていきたい」と答弁をされています。「視野に入れながら…」というのは、市民協働実施計画でうたう「公募委員の積極的推進」のことばに比べるとはるかに弱いことばです。「視野に入れたけどできない」と言われるかも知れません。

「積極的にやります」と言っているのに「やる」と言わない。自ら宣言しておられるのに、これが市のトップの認識などでしょうか。これでは、「積極的」のことばが泣きます。

<審議会・委員会の公表について>

1. 審議会等の議事録の公表は、市のホームページ掲載という方法でされていますが、基準を決める必要があります。

- ① 公表、言い換えればホームページへの掲載時期ですが、早いものでは10日後、遅いものは数ヶ月、いや半年後のものもあります。
- ② 発言者の名前まで公表しているものがあるかと思うと、「委員」とだけ記しているものもあります。

2. 審議会等を開催することの公表は、非公開のものであっても「非公開」として公表すべきです。たとえば、6月29日開催で非公開の入札監視委員会は公表（HP掲載）されていますが、非公開の会議のほとんどが公表

されていないと思います。

3. 審議会等の内容、たとえば委員の氏名もHP掲載がされているが現在の委員名になっていないものが多い。全ての審議会等が最新の状態になっているか見直していただきたい。

<京都府委嘱の「里の公共員」との関係について>

1. 私が住む園部町摩気地域に。京都府委嘱の「里の公共員」が配置されました。目的は、摩気地域の活性化と廃校あとの活用などで、市の地域おこし協力隊や集落支援員と共通することも多いと思われます。市は、里の公共員とのつながりももってほしいです。

<本委員会での意見に対して>

1. この委員会で発言したことに対して、市から回答をいただきたいです。それも、数ヶ月先の次回委員会で回答するようなことではなく、例えば、せめて2週間以内に委員全員に返していただきたいです。

<協働条例とまちづくりセンターの関係について>

1. 条例には「第三者委員会」を設けることをうたっています。この委員会です。

ところが、市が例えばNPOに委託をする。こういう手法をとるということは一切条例にはありません。また、今、委託されているNPOに決定になった経過もよく分かりません。

私は、条例づくりの委員会の公募委員をしていましたが、私たち委員さえ、そして市民も知らないところで手法を決めて多額の委託金を出されている。どんな手法をとるかということは、まさにいちばん大事なところであり、当然のこととして少なくとも委員会で検討されるべき事項です。私はそもそも、こういう市のやり方に不信と不満を持っています。

市の、他の審議会や委員会でも同様なことがあると思います。「何をするか」だけでなく、「どのようにするか」の検討もされるべきです。

<地域の課題に市民が応える南丹市に>

1. そのために、具体的提言をします。
こちらから各地域に、園部町なら各区あてに、現在の課題およびその課題に対して市民ができる支援について、文書照会をしていきたい。そして、その結果を次回委員会で議論したい。照会の発信は、市でも、まちづくりセンターでも、仮にもそれができなければ委員会からでもいいです。
2. 勉強したいことがあります。

私は、いろんな分野で市民1個人でも市民を支援できる制度ができればいいと思っていて、例えばそれは、市の子育てに関わる「ファミリー・サポート事業」であり、京都府の農作業を支援する「援農隊事業」です。

私は特に、福祉の分野でこのような制度ができてほしいです。

このことに関連して、経済的に困窮されている世帯として「生活保護世帯」と「非課税世帯」があると思いますが、それぞれその対象要件と南丹市の世帯数はどうなっているのでしょうか。